

農業会報

第42号

平成26年度

新庄

編集・発行

平成26年1月1日

新庄市農業委員会

☎0233-22-2111

内線 256



～新庄はかなりそばである・新庄はなかなかそばである・新庄のそばはうまい!～

目次

新年のあいさつ	2面
農業委員名	2面
草刈りボランティア	3面
水稻作況調査	3面
山形県農業委員大会	3面
農地利用状況調査	4面
農地の相続・転用	4面
農業者年金説明会・特徴	5面
農地の賃借や売買に関する手続きについて	
農業新聞・編集後記	6面

新庄そばまつり

新庄市では、毎年新そばの時期にあわせて「新庄そばまつり」を開催しています。

このまつりは、今年度で4回目となりますが、昨年の11月3日(日)に山屋セミナーハウスにおいて開催されました。今年も、天候にも恵まれ昨年度を上回る多くのお客さまにご来場いただいたところです。

また、自慢の新そば「最上早生」をおいしく食べていただくだけでなく、そばガールズのステージショーや地元の山屋囃子若連による新庄ばやしの演奏、そば打ちの実演、外では産直販売など、盛りだくさんの内容でお客様にお楽しみいただいています。

今後とも、「そば産地 新庄」を広く県内外へアピールし、そば生産の振興、販路の拡大及び農産物の振興へ繋げていきたいと考えています。



新年のあいさつ

会長 星川 豊

新年明けましておめでとうございます。皆様方には、輝かしい新春を穏やかに迎えのこととお慶び申し上げます。

また、日ごろより農業委員会の業務運営につきましましては、多大なるご理解とご協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、昨年政府は、12月10日に農業などの活性化策をまとめた「農林水産業・地域の活力創造プラン」を確定しました。これまでに決まった農地中間管理機構の設置や経営所得安定対策の大幅な見直しを中心施策として、農業・農村全体の所得を今後10年間で2倍に導く方針としております。中でもコメの生産調整(減反)廃止や、減反に協力した農家への定額補助金の減額、廃止などが盛り込まれており、40年以上続いたコメ政策の大転換が行われることになり、農業・農村の将来を大きく左右する重要な局面を迎えております。加えて、T・P・P交渉参加については、日本農業の展望を欠いたまま交渉に参加し交渉を継続しており、未だに交渉内容について国民に対し十分な情報公開がなされていない状況にあります。今後もT・P・P参加には断固反対を求めていかなければならないと考えております。

我々農業委員にとって、新たな農地制度の下、食料生産の基盤である農地の確保と遊休農地対策に万全を期すことが大変重要な課題であります。農業者の代表機関である農業委員会が果たす役割の重要性を再認識し、農業者の代表として、かけがえない農地を守り、意欲ある担い手農家の育成支援に取り組み、本市農業・農村の継続的発展を目指し、委員一同一丸となって頑張っております。

今後とも農業者の皆様、そして関係機関のご指導、ご支援を心よりお願い申し上げます。結びに、新しい年が皆様方にとりまして幸多き年でありますようにご祈念し、新年のご挨拶といたします。

本年もどうぞよろしくお願ひします。

農業委員一同

(議席番号順)

- 星川 豊
- 高橋 眞
- 樋口 彦
- 小嶋 忠
- 清水 清
- 星川 勇
- 笹川 行
- 伊藤 忠
- 高橋 和
- 斉藤 純
- 吉野 昭
- 海藤 芳
- 佐藤 喜
- 井上 茂
- 安食 孝
- 今田 栄
- 柏倉 嘉
- 齋藤 順
- 渡邊 耕
- 三原 常
- 畠 銀

◆新しい農業委員の紹介

新任農業委員



星川 勇吉 氏
(共済組合 萩野班(仁田山一))

昨年四月から前宮川純委員の後任として、農業共済組合より着任いたしました。何分にも一年生です。ので諸先輩方の御指導を仰ぎ、皆様方のお役に立てるように努めて参る所存です。何卒御指導御鞭撻の程よろしくお願ひ申し上げます。



柏倉 嘉門 氏
(JA新庄もがみ 萩野班(柏木原))

組合員と農業委員会の架け橋になれるよう、努めて参りたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

◆長い間ありがとうございました。

ごぞうございました。

この度の農業委員の任期満了に伴い次の方がご勇退されました。

宮川 純 氏 (飛田)
井上 市作 氏 (泉田四区)

草刈りボランティア活動

農業委員会では、ボランティア活動の一環としてかむてん公園の升形川河川敷の草刈りを行っています。毎年、新庄まつりの前に気持ちよくかむてん公園を利用していただこうと、花咲かフェアの翌年から実施し12年目となりました。今年度は、7月27日の早朝に行っております。作業する前は鬱蒼としていた川岸も、見違えるようにきれいな景観となりました。今後も本市の環境整備のため、農業委員活動の一環として実施していきたいと考えております。

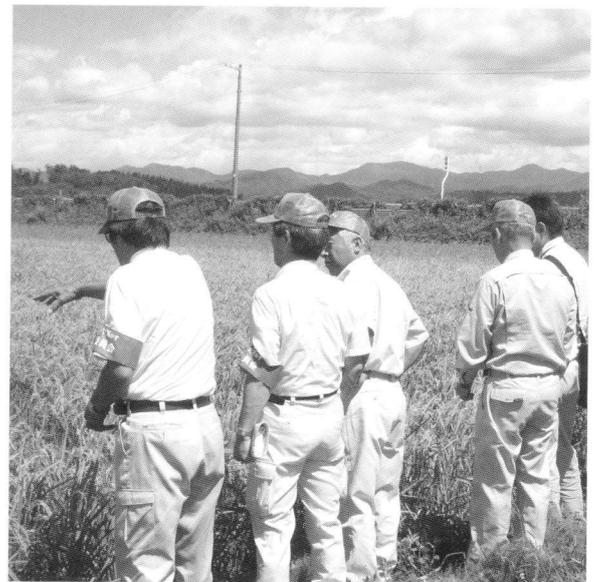


水稻作況調査

今年度の作況調査は、8月28日に実施されました。

講師には、山形県最上総合支庁産業経済部農業技術普及課の今川専門普及指導員をお招きし、市内一円の12地区において、主に、「つや姫」はえぬき」の圃場を調査しました。現地での解説や指導に加え、総括としての検討会も合わせて行われました。

7月の長雨と日照不足で、葉いもちの発生が拡大し、穂いもちが例年より多く見られ、さらには、斑点米カメムシ類の発生が多い状況となりましたが、8月下旬の調査では収束に向かっており、作柄は例年並みであろうとのことでありました。



山形県農業委員大会

今年度の農業委員山形県大会は、十月二十九日に酒田市希望ホールにおいて開催されました。会場には、県内全市町村の約六百名の農業委員が集結しました。

大会の一部では、情勢報告の後、農業の重要五項目について関税撤廃除外対象の堅持を求めた「T P P交渉への参加反対を求める要請決議」や「基本農政の確立に向けた提案」決議、農業委員会活動の「さらなる取り組み」に関する申し合わせ決議、農業者年金の加入推進と情報提供活動の強化に関する申し合わせ決議など、四決議がすべて満場一致で採択されました。

また、第二部では、農業委員会の実践報告と決意表明を小国町農業委員会会長と鶴岡市農業委員会会長、山形県女性農業委員の会奥山千賀会長がそれぞれ代表して行いました。最後は、全員決意を新たにし、新庄市農業委員会星川会長のガンバロウ三唱で幕を閉じました。



(農地利用状況調査)

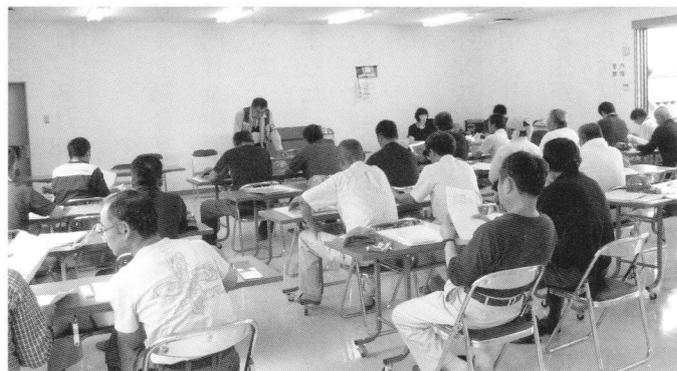
かけがえのない 農地を守るために…

農業委員会は、農地法に基づきまして、年1回以上の農地利用状況調査を義務付けられています。毎年、8月下旬に実施している作況調査を兼ねて調査を実施したり、それ以外でも、日常的に委員が農地の現状を把握し、遊休農地の発生防止と農地の有効利用を図るためにパトロールに努めております。さらに、補助金制度を活用し、これまでの調査に加えて農地利用状況調査を行っております。昨年度は、調査結果の分析をして現状と課題についてまとめたところでありました。今年度は、7月17日と11月12日の2日間農地利用状況調査を実施し、その結果を踏まえ所有者を特定し、意向確認調査を実施しております。高齢で管理できないなどの課題があり農地の適正な管理が簡単ではない状況に



ありますが、「かけがえのない農地を守る」ことは農業委員会の大変重要な任務です。農地の遊休化の解消や未然防止に向け、これからも積極的に取り組み、考えてまいります。

さて、平成25年12月5日に「農地中間管理機構関連法案」が成立し、平成26年度には事業が実施されることとなります。事業においては、遊休農地対策の強化といった項目が盛り込まれており、その中で、調査を実施し農地が遊休化している場合は、農地所有者等に対し農地利用に関する意向調査を行い、「農地中間管理機構」への貸付を促す仕組みを設けるといった内容となっております。それらの業務を農業委員会の役員としております。本委員会としましては、今後も引き続き農地利用状況調査並びに意向確認調査を実施してまいりたいと思っておりますので、皆様のご理解をお願いいたします。



農地の相続等の 届出のお願い

- 農地法の改正により、相続等によって農地の権利を取得した人は農地のある農業委員会へ届出が必要となりました。
- 届出をしなかった、または、虚偽の届出をすると過料に処せられます。相続登記をする前でも届出が必要です。
- 地元を離れている、もしくは何らかの事情で自分では手入れができない場合のご相談や、借り手のあっせん等も行っておりますのでまずはお気軽にお問い合わせください。

農地の転用には許可が必要です!

- 農地の転用とは
田や畑の農地に手を加えて、住宅や事務所・駐車場・資材置場・植木置場及び山林(杉の植林等)など耕作以外の目的に供することをいいます。工事などで一時的に農地を資材置場等として使用するときも農地転用になります。
- 許可を受けるには
農地の転用の許可を受けるには、農業委員会への申請が必要となります。詳細は農業委員会と事前に協議してください。
- 許可なく転用したら
無断転用は、農地法違反となり、許可権者の農業委員会会長が工事の中止や原状回復命令などを命ずることになります。これに従わない場合には、罰則として三年以下の懲役または三百万円以下(法人は一億円以下)の罰金が科せられる場合があります。(農地法第六十四条・六十七条)

農業者年金に加入しませんか

11月29日に最上地区農業者年金協会主催による農業者年金説明会が「ゆめりあ」を会場に開催されました。当日は山形県農業会議より講師をお招きし、「農業者年金を受給するには」と題して、説明を受けました。

農業者年金には政策年金としての役割があるため、受給者が行う農地の処分に年金受給資格が影響される場合があります。説明会では受給前の事前準備に加え、受給後に思いがけず年金が減額されてしまうような事態を未然に防ぐため、年金受給期間中の注意点についても丁寧な説明が行われました。質疑応答の時間には会場から多くの質問が出されるなど、参加者の皆さんの関心の高さが感じ取れた研修会でした。

農業者の老後の生活の収入は、

国民年金+農業者年金が基本です

国民年金の支給額は月額最高6万5千5百円、夫婦二人で13万1千円です。一方高齢農家の家計費は夫婦二人で24万円が必要であるといわれています。生活費を国民年金だけに頼ると、月額約11万円不足することになってしまいます。

農業者が安心して仕事に打ち込むためには、生涯所得の約1割程度を占めると見込まれる老後所得の充実を図ることが大切です。農業者年金は、国民年金の不足分をしっかりとカバーしてくれる上乗せ年金です。現役の農業者はもちろんのこと、新規就農者として農業に携わろうとする方は、ぜひご加入されてはいかがでしょうか。詳しくはお近くの農協か農業委員会にお問い合わせください。



農業者年金の特徴(メリット)

安心

少子高齢時代に強い積立方式(確定拠出型)で、生涯にわたってもらえる公的年金です!

税制面の優遇措置や農業の担い手には特別な支援(保険料の国庫補助)があります!

メリット大

農業者年金

保険料は、どれくらいなのかなあ?

保険料の額は自由に決められます
(月額2万~6万7千円)

いつでも見直しOK

いつまでももらえるのかなあ?

終身年金で、80歳前に亡くなられた場合でも80歳までの保証付きです

生涯もらえて、死亡一時金もある

どんな人が加入できるのかなあ?

農業者なら広く加入できます

- ①国民年金の第1号被保険者で、
- ②年間60日以上農業に従事する、
- ③60歳未満の人なら誰でもOK

少子高齢時代に、ちゃんとももらえるのかなあ?

少子高齢時代に強い積立方式(確定拠出型)の年金です

長期的に安定で安心

税制面でのメリットはあるのかなあ?

保険料の全額社会保険料控除など税制面の優遇措置があります

節税効果が高い

農業の担い手には特別な支援はあるのかなあ?

認定農業者など意欲ある担い手には国庫補助があります

政策年金として手厚い支援

農地の賃借や売買に関する手続きについて

農地の貸し借りや売り買いをしようとする場合は、事前に法律に基づく許可等を農業委員会から受ける必要があります。法律とは「農地法」と「農業経営基盤強化促進法（以下基盤法という）」のことであり、それぞれ賃借や売買を成立させるための手続き方法が異なります。

① 農地法に基づいた賃借や売買について（農地法第3条）

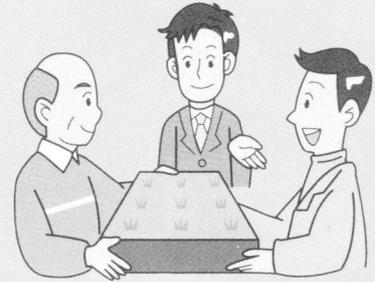
当事者同士で決めた内容（個人間の契約）を正式に成立させる手続きです。農地の出し手と受け手の双方が農業委員会に許可申請を行い、それが審議の結果許可と判断されることで賃借や売買が成立します。

② 基盤法に基づいた賃借や売買について（農業経営基盤促進法）

農地を地域の担い手に任せようとする場合等に用いられる手続きです。市町村が計画を作成し、農業委員会の承認を経て公告（広く知らせる）することで成立します。あくまで個人間の契約ではなく市町村の計画であることが農地法との大きな違いであり、受け手には地域の担い手とみなせる一定の要件が備わっていることが求められます。

認定農業者等の担い手に「借入」や「所有」により農地の利用を集約（農用地利用集積）させることは、農業経営の効率を高めることはもちろん、経営改善にもつながるなど、地域農業の維持発展に効果的といえます。

基盤法により農地（農業振興地域内）を売った場合に、譲渡所得の特別控除を受けることができます。これは、農用地利用集積の推進を図るために設けられた制度であり、地域農業の維持発展に協力していただく方への税制上の優遇措置なのです。



購読のご案内

農業者の「経営と暮らし」に役立つホットな情報をお届けしています！

全国農業新聞とは…

農業委員会系統組織が発行する農業総合専門紙です。農業経営・税金・農業者年金といった、農業者の経営や暮らしに役立つ情報はもちろん、地方版では地域の身近なニュースも併せてお伝えしています。

全国農業新聞を購読するには…

農業委員会事務局で申し込みを受け付けております。お電話等でお申し込みください。また、農業委員会事務局に見本紙がありますので試し読みも可能です。

◆購読の申込み

農業委員会事務局へ
(TEL 22-2111 内線 256)
(毎週金曜日発行/ B3版 8〜10頁)
購読料…月額600円(送料・税込)

編集後記

この度、第42号の農委会報新庄を発行することができました。

この一年間私達が行ってきた活動の一部ではありますが、一生懸命に農業の難問に取り組む姿や活動が、市民のみならずにも少しでも伝われば幸いに思います。これからも農地パトロール等、農地の適正利用を図る地道な活動に取り組み、地域農業の維持発展に努めて参りたいと考えております。

次号も農業委員会のさまざまな活動、情報をお伝えして行きたいと思っております。また皆様からの情報なども紹介できればと思いますのでよろしくお願いたします。

農業広報編集委員

「農業広報」を編集する広報編集委員になりました。よろしくお願いたします。

- 笹 行也委員（新庄地区）
- 海藤 芳正委員（稲舟地区）
- 樋口 彦弥委員（萩野地区）
- 齊藤 純一委員（八向地区）

